

令和7年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

- ・「金利のある世界」が現実到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。
- (1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
- (2) こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額4.3兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。
- ・社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- ・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- ・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一

つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

- (1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。
- (3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。
- (4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

- ・国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
 - ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。
 - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - (4) P D C Aサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。
- ・国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

- ・着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。
- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることはないよう配慮すること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡

充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。

（４）中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

（５）中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

- ・中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

（１）事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、（２）取引相場のない株式の評価、（３）相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

・政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

(1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

・日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

- (1) 地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

IV. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社の業績連動給与についても損金算入とすべき
- (2) 少額減価償却資産の見直し
- (3) 企業版ふるさと納税の適用期限延長
- (4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し

- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証